

# 文教委員会資料

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 学校の臨時休業などの取組状況について】

### 資料1

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校の臨時休業などの取組状況について（令和2年5月22日時点）

### 資料2

- ・市立学校の再開について（令和2年5月22日時点）

### 資料3

- ・川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

令和2年5月22日

教育委員会事務局

**新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校の臨時休業等の取組状況について**

(令和 2 年 5 月 2 2 日時点)

○ 2 月 2 7 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【国】新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。</li> </ul>
○ 2 月 2 8 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【国】文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」が示された。</li> <li>・【報道発表】<b>川崎市立学校における臨時休業への対応について</b> 「国の方針を踏まえ感染拡大の防止のため全市立学校において臨時休業を実施」 ①臨時休業期間：令和 2 年 3 月 4 日 (水) から 3 月 25 日 (水) まで (3 月 26 日以降引き続き学年末休業・学年始休業 (～4 月 5 日まで)) ②児童生徒の居場所：やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に設置 ③個別に登校日を設定することは可能。日時・場所を分散させる等感染防止策を講じた上、必要最小限の人数で実施 ④卒業式・入学者選抜等については、既定方針通り感染防止策を講じて実施 ⑤臨時休業期間中の体調管理に留意するよう指導。発熱等の症状等心配な点がある場合は速やかに学校へ連絡 ⑥緊急時連絡体制を整備 ⑦家庭訪問等を通じて児童生徒の状況把握に努める。</li> <li>・臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、体調管理、緊急連絡体制などについて、各学校長に通知するとともに、市ホームページに掲載した。</li> <li>・各保護者に向けては、「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業のお知らせ」を配布し、臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、臨時休業中の過ごし方、健康状態の把握、緊急連絡体制、相談窓口などをお知らせした。</li> <li>・学校施設開放 (特別開放・夜間校庭開放を含む) については、3 月 2 日から 3 月 25 日まで中止した。</li> <li>・3 月 4 日 (水) から臨時休業が開始することに伴い、同期間給食が不実施となるため、学校給食に係る各種委託事業者宛て通知を行った。</li> <li>・小学校用・中学校用の家庭学習資料等を各学校に通知するとともに、</li> </ul>

	<p>川崎市総合教育センターホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの通常派遣及び、溝の口・塚越両相談室における来所相談の通常実施、適応指導教室（ゆうゆう広場）の「児童生徒の居場所づくり」の観点からの通常開室について、各学校に通知するとともに、川崎市総合教育センターホームページに掲載した。</li> </ul>
○3月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校から保護者に対し、「児童生徒の居場所」の利用希望調査書を配布した。</li> </ul>
○3月3日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月分の学校給食費については、給食を実施した3月2日分及び3月3日分とし、その分を差し引いた給食費を保護者に返金又は次年度の給食費に充当し、保護者に周知するよう学校に依頼した。</li> </ul>
○3月4日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校において臨時休校を実施するとともに「児童生徒の居場所」を設置した。</li> <li>・スクールガードリーダー、地域交通安全員の継続配置を行った。</li> </ul>
○3月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が主催するイベントの自粛期間が本年3月31日（火）まで延長されたことに伴い、市立学校における部活動についても感染拡大の防止のため、同日まで中止した。</li> </ul>
○3月23日（月）	<p>・<b>【報道発表】新型コロナウイルスへの対応に関する川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について</b></p> <p>①入学式：感染症拡大の防止措置を行い実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日（市立小学校・中学校・特別支援学校）令和2年4月6日（月） （市立高等学校）令和2年4月7日（火）</li> <li>・会場の椅子の間隔を椅子1個分以上空ける等、参加者間のスペースを確保する。</li> <li>・参加者は新入学児童生徒及びその保護者のみ。来賓の参加は見合わせる。</li> <li>・保護者の参加については、状況に応じ制限する。</li> <li>・在校生の参加は原則行わない。代表児童生徒が参加する場合は、必要最小限の人数に制限する。</li> <li>・式全体の時間短縮を図る。式典の実施方法を工夫して行う。</li> </ul> <p>②授業再開：今後、文部科学省からの通知（カトライン）を受け検討</p> <p>③部活動：感染症拡大防止の措置を講じた上で再開</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 期間 4月1日（水）から再開</li> <li>(2) 対象 市立中学校・高等学校・特別支援学校の部活動に所属している希望する生徒</li> </ol> <p>④運動日：児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止の措置を講じた上で、市立小学校・中学校において実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 期間 小学校 3月26日（木）～4月3日（金）の平日に、各学校が状況に応じて設定。 中学校 3月26日（木）～3月31日（火）の平日に、各学校が状況に応じて設定。</li> </ol>

	<p>(2) 実施場所 各小学校・中学校の校庭。</p> <p>(3) 対象 希望する在校生。なお、卒業生は3月31日まで利用可能 ※学年を分けるなど、1回当たり大人数にならないように工夫する。</p> <p>⑤学校施設開放：学校教育に支障のない範囲で、校庭・体育館等の学校施設を市民の皆様に御利用いただく学校施設開放を再開する。</p> <p>(1) 期間 4月1日（水）から実施。</p> <p>(2) 実施校 小学校・中学校・特別支援学校の学校施設開放実施校。</p>
○3月31日（火）	<p><b>・【報道発表】新型コロナウイルスに関する川崎市立学校の対応等について（令和2年3月31日時点）</b></p> <p>①学校再開については、近日中に開催予定の国の専門家会議の見解や、文部科学省から示される指針を踏まえ決定する。</p> <p>②入学式については、「新型コロナウイルスへの対応に関する川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について」（31川教指第3146号）に基づき、感染症拡大の防止措置を充分行った上で実施する。</p> <p>③部活動については、「新型コロナウイルスへの対応に関する川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について」（31川教指第3146号）により、4月1日から再開としていたが、本市の不要不急の外出を一定期間控える方針及び、今般の隣接都市等における新型コロナウイルス感染症拡大の状況等に鑑み、4月5日（日）まで中止とする。</p> <p>④児童生徒の運動不足や、ストレス解消等の健康保持、体力維持のため小中学校で実施していた「運動日」については、各学校の状況に応じ、学校再開までの間、実施する。</p> <p>⑤学校施設開放については、4月1日から再開としていたが、引き続き、当面の間、利用中止とする。</p>
○4月2日（木）	<p><b>・【報道発表】新型コロナウイルスに関する川崎市立学校の臨時休業の実施について（令和2年4月2日時点）</b></p> <p>①市立学校について、令和2年4月6日（月）から4月17日（金）までを臨時休業とする。</p> <p>②入学式について、「新型コロナウイルスへの対応に関する川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について」（31川教指第3146号）に基づき、感染症拡大の防止措置を充分行った上で実施する。</p> <p>③始業式について、感染症対策及び集団感染への対応を充分行った上で学校の状況に応じて、4月6日（月）以降に実施する。</p> <p>④原則、家庭学習とする。週に1回程度の登校日を設定し、次の点に配慮しながら取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態の把握、家庭学習の指示、必要な連絡等を行う。</li> <li>・学校での滞在時間は最大90分程度とし、文部科学省からのガイドラインに則った形で、感染症予防対策を行う。</li> <li>・児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の</li> </ul>

	<p>観点から、感染症拡大防止措置を講じた上で運動の時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密閉空間にしないために換気を徹底する。</li> <li>・児童生徒が密集しないような状態を確保する。</li> <li>・児童生徒が近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるようにする。</li> <li>・高等学校全日制課程及び川崎高等学校附属中学校については、公共交通機関を利用する生徒がいることから、感染症予防の観点で混雑時の交通機関の利用を避けるように配慮する。また、高等学校定時制課程については、時間帯や生徒数が異なるので各学校個別の対応とする。</li> <li>・特別支援学校について、児童生徒の状況に応じた方法で対応する。</li> <li>・登校日は、授業日とせず、出席欠席の対象としない。</li> </ul> <p>⑤児童生徒の居場所について、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に児童生徒の居場所を学校に設ける。</p> <p>⑥学校施設開放については、引き続き、当面の間、利用中止とする。</p>
○4月3日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校・中学校に「4月以降の臨時休業中の家庭学習について」を発出し、4月版「家庭での学習計画」及び学習計画（例）を示すとともに、家庭学習を課すことや登校時の学習指導について依頼</li> </ul>
○4月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【国】新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われた。</li> </ul>
○4月9日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【市】国の緊急事態宣言に基づく県からの要請を踏まえ、川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長より「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」が示された。</li> <li>・【報道発表】<u>市立学校における臨時休業等の対応について（令和2年4月9日時点）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市立学校の臨時休業期間については、市方針を踏まえ、5月6日（水）まで延長する。</li> <li>②新入生を含む保護者への連絡手段を確保する必要があることから、学校の状況に応じて、次の連絡方法により対応する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配信メールシステム（登録用紙は、家庭訪問もしくは来校により配付）</li> <li>・川崎市ホームページ、学校ホームページ</li> <li>・電話連絡、家庭訪問等</li> </ul> </li> <li>③臨時休業中の過ごし方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、家庭学習</li> <li>・登校日、家庭訪問、電話連絡等で児童生徒の健康状態等を把握</li> </ul> </li> <li>④登校日について <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の心身の健康状態や生活状況の把握、学習指導、感染予防</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<p>などの保健指導、運動等によるストレス解消などを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校日を今週に実施する場合は、感染症予防対策を十分に講じた上で、教科書の配付、学習課題や必要書類の配付・回収、諸連絡等、必要最小限の内容・時間とする。</li> <li>・登校日を4月13日（月）以降に実施する場合は、以下の留意点を踏まえ、感染症予防対策を十分に講じた上で実施する。</li> </ul> <p><b>目的</b>：健康観察、学習課題に係る指導・連絡、保健指導、生活状況の把握（アンケート記入等）、運動等</p> <p><b>回数</b>：1児童生徒につき週1回程度</p> <p><b>環境</b>：1教室10人以内での対応</p> <p><b>時間</b>：60分以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が公共交通機関を利用している高等学校及び特別支援学校については、登校日を設けず、個別対応とします。</li> </ul> <p>⑤「児童生徒の居場所」についても、上記臨時休業の期間に合わせ、実施を継続する。ただし、利用については、やむを得ない特別な事情があり、かつ、次のいずれかに該当する保護者の児童生徒を対象にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が医療従事者である場合</li> <li>・保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合</li> <li>・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合</li> <li>・障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合</li> </ul> <p>⑥学校施設開放については、当面の間、引き続き、利用中止とする。</p>
○4月15日（水）	<p>・【<b>報道発表</b>】<b>市立学校における臨時休業中の対応について（令和2年4月15日時点）</b></p> <p>①不安等を抱える児童生徒への支援について：臨時休業期間中においては、不安等を抱える児童生徒への支援や児童生徒の心身の健康状態の把握のため、各学校が家庭と連携しながら、次のいずれかの方法で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談日の設定（児童生徒の希望制）</li> <li>・電話相談窓口の設定（児童生徒からの電話による相談）</li> <li>・家庭訪問等の実施（教職員による対面相談やポスティング等）</li> <li>・児童生徒の居場所での見守り</li> </ul> <p>②当面の間、登校日は中止とする。</p> <p>③「児童生徒の居場所」について：引き続き実施する。</p> <p>④教職員の感染防止策の強化について：臨時休業中の学校運営に支障のない範囲で、今後の学校再開を視野に、これまでの取組に加え在宅勤務を可能とし、教職員の感染防止策を強化する。</p>
○4月17日（金）	<p>・【<b>市</b>】川崎市業務継続計画（BCP）発動</p>
○4月21日（火）	<p>・各小学校・中学校に「市立学校における家庭学習について」を発出し、「ICTを活用した家庭学習の例」を示し、川崎市総合教育センターホームページに掲載するとともに、5月版「家庭での学習計画」及び</p>

	学習計画（例）を示した。
○4月27日（月）	・各小学校・中学校に「新型コロナウイルス感染症に関する家庭向け資料について」を発出し、川崎市総合教育センターホームページに掲載した。
○4月28日（火）	<p>・【報道発表】市立学校における臨時休業期間を暫定的に延長します（令和2年4月28日時点）</p> <p>①市立学校の臨時休業期間を5月8日（金）まで暫定的に延長する。</p> <p>②5月11日（月）以降の対応については、国及び県の方針が示された後、改めて決定する。</p> <p>③国の緊急事態宣言の延長又は県の臨時休業期間の延長要請があった場合には、当該宣言又は要請に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定。</p> <p>④不安等を抱える児童生徒への希望制による個別相談等の支援については、実施を継続する。</p> <p>⑤「児童生徒の居場所」についても、引き続き運営する。</p>
○5月4日（月）	<p>・【報道発表】市立学校における臨時休業期間を延長します（令和2年5月4日時点）</p> <p>①市立学校の臨時休業期間については5月31日（日）まで延長する。</p> <p>②6月1日（月）以降の対応については、国・県の方針、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、改めて決定する。</p> <p>③国の緊急事態宣言の再延長又は県の臨時休業期間の再延長要請があった場合には、当該宣言又は要請の定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定。</p> <p>④家庭での児童生徒の学習を支援するため、次の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒（または保護者）の分散、時差または個別での来校による、学校での学習相談や学習課題の配布・回収等、御家庭への学習課題のポスティング等を各学校の状況に応じて実施する。</li> <li>・川崎市総合教育センターのホームページにおいて、ICTを活用した家庭学習のためのWEBサイトの紹介をしている。</li> </ul> <p>⑤不安等を抱える児童生徒への希望制による個別相談等の支援については継続する。</p> <p>⑥「児童生徒の居場所」についても、引き続き運営する。</p> <p>⑦特別支援学校の「児童生徒の居場所」における給食の提供は中止する。</p> <p>⑧市立小学校の自然教室については、延期日程の調整が困難なため、中止とする。</p> <p>⑨市立中学校の自然教室については、現段階では検討中。</p>
○5月7日（木）	・各小学校・中学校に「臨時休業期間における家庭学習について（通知）」を発出し、インターネットを活用した動画配信等や、TV会議システムを活用した取組について情報提供した。
○5月11日（月）	・各学校に「インターネット等、ICTを活用した「オンライン指導」について（通知）」を発出し、次の各ガイドラインに沿った運用を依頼

	<p>した。</p> <p>①令和2年度「オンライン指導」に関するガイドライン</p> <p>②双方向のオンライン指導「zoom」等の利用の手引き</p> <p>③単方向のオンライン指導「YouTube」等の利用の手引き</p>
○5月13日(水)	<p>・【報道発表】<b>市立小学校における修学旅行等の中止等について(令和2年5月13日時点)</b></p> <p>①市立小学校の修学旅行(於:日光・6年生対象)については、代替日程の確保が困難である等のため、今年度は中止とした。なお、各学校において、校外学習など代替行事の実施について検討していく。</p> <p>②市立中学校の修学旅行(3年生対象)については、現段階では秋季への延期について検討中。実施の可否については、7月中を目途に決定する予定。</p> <p>③市立小学校特別支援学級の合同林間学校(於:川崎市八ヶ岳少年自然の家・4年生対象)、及び市立中学校特別支援学級の連合宿泊(同・全学年希望者)についても、今年度は中止とした。</p>
○5月15日(金)	<p>・臨時休業に伴う学校と児童生徒・保護者の電話相談体制を整備した。</p> <p>①モバイル端末(スマートフォン)を各学校の児童生徒数等に応じて1台～4台配置。</p> <p>②令和2年5月14日(木)、市立学校に「臨時休業に伴う児童生徒の心のケア等に向けたモバイル端末の導入について(依頼)」を发出。</p> <p>③令和2年5月15日(金)、納品。</p>
○5月21日(木)	<p>・【報道発表】<b>市立学校の再開について(令和2年5月21日時点)</b></p> <p>市立学校においては、今月中に国の緊急事態宣言が解除されることを前提として、6月1日(月)から市立学校を再開する準備を始めることを決定</p> <p>①学校再開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今月中に神奈川県に対する国の緊急事態宣言が解除された場合には、令和2年6月1日(月)から、市立学校全校において段階的に教育活動を再開</li> <li>・なお、緊急事態宣言等が延長された場合には、当該宣言等に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定</li> </ul> <p>②学校再開に向けた基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校再開にあたっては新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を、可能な限り図っていく。</li> </ul> <p>③今後の想定スケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月25日(月)～5月29日(金):児童生徒の状況把握(登校日、家庭訪問、電話連絡等)</li> <li>・6月1日(月)～6月12日(金):分散登校期間</li> <li>・6月15日(月)～7月31日(金):通常登校(給食有り)</li> </ul>



- ・ 8月1日（土）～8月16日（日）：夏季休業
- ※ うち、8月3日（月）～8月7日（金）は、各学校での補習等、学習補充奨励期間とする。
- ・ 12月26日（土）～1月4日（月）：冬季休業
- ④感染拡大防止に向けた主な取組について
  - ・ 換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
  - ・ 発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
  - ・ 学校行事の精選、開催方法の工夫
  - ・ 異学年交流の見直し
  - ・ 特別教室の利用抑制（使用する場合は、消毒の実施等）
  - ・ 給食実施の配慮（配膳時の衛生管理の徹底等）
  - ・ 学校の臨時休業ルールの策定・運用
    - ⇒児童生徒又は教職員が感染…原則当該校を2週間の臨時休業
    - ⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間の自宅待機
  - ・ 共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
  - ・ 部活動の段階的实施、活動方法の工夫（6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開） 等